

公共施設における アスベストの使用状況と その対策について

市の施設におけるアスベストの使用状況と対応

市では、7月から市の175施設を対象に、アスベストが含まれている建材などの使用を調査したところ、64施設で使用が認められました。

外部に露出している吹き付けアスベストはありませんでしたが、耐火材や防音材などに使用している施設が市役所西館5階ボイラー室と中央公民館屋外倉庫の2カ所ありました。この施設は、いずれも、直接市民の皆さんが使用される所ではありませんが、立ち入り禁止としています。

そのほかの施設については、飛散の恐れが非常に少ない建材

の使用となっており、屋内のアスベスト濃度は自然界の量（1μm中0.2〜0.3本）とほぼ同じ量でした。

しかし、市民の皆さんの不安を取り除くため、天井などの吹き付け被覆材で、吸音や結露防止などに微量のアスベストが使用されている施設については、本年度から除去工事を進めます。

また、残りの施設については、除去や飛散防止のための工事を計画的に実施します。

工事に伴い、ご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力願います。

保育園や 小中学校における 空気中の飛散状況

なお、保育園や小中学校における空気中の飛散状況についても調査しましたが、空気中のアスベストの量が、自然界の量とほぼ同じであり、飛散の恐れが非常に少ないことが分かりました。

今後の対応について

アスベストに関する今後の対応について、市では、市民の皆さんの相談窓口として健康課などが対応に当たります。



アスベストとは

石綿（アスベスト）は、繊維状の鉱物で、現在では、原則として製造が禁止されています。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛散したものを吸い込むことにより、15年から50年の潜伏期間を経て、悪性中皮しゅ、肺がんなどの病気を引き起こす恐れがあることが問題となっています。

【本年度工事施設】

庁舎西館、中央公民館、
山之上・蜂屋・加茂野・
下米田の各連絡所、
太田第二・古井第一・加茂野・
伊深・三和の各保育園、
山手小学校、文化会館、
下古井公民館、給食センター

市民の窓口相談

- 健康に関することは
健康課 内線387
- 建築物に関することは
都市計画課 内線254
- 市有施設に関することは
財産管理課 内線352
- 廃棄物に関することは
環境課 内線304

その他アスベストに関する情報

- 石綿（アスベスト）を含有する家庭用品の実態把握調査の結果については、経済産業省のホームページで
<http://www.meti.go.jp/press/20050912006/20050912006.html>
- 岐阜県アスベスト対策本部については、岐阜県まると環境パビリオンのホームページで
<http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/asbestos/information3.htm>